

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書 【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八百津町は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

岐阜県八百津町長

公表日

令和6年7月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年11月26日付け府政経運第399号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知)に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務を実施する。 対象者の抽出にあたり、税情報等を把握していない者については、個人番号を利用し情報連携にて情報照会を行う。
③システムの名称	統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税非課税世帯給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第101項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 別表第二の121 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第11条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民課
②所属長の役職名	町民課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	岐阜県加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 総務課 電話0574-43-2111(代表)

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年1月17日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年1月17日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の100 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための 預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第10条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第101項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第10条	事後	令和3年度に完了するはずの給付金事業であったが、令和4年度になっても継続していることから、今後の事業実施に備え、法律上の根拠を整備する必要があったため
令和5年8月1日	4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の121 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第11条	・番号法第19条第8号 別表第二の121 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)第11条	事後	令和3年度に完了するはずの給付金事業であったが、令和4年度になっても継続していることから、今後の事業実施に備え、法律上の根拠を整備する必要があったため
令和6年7月3日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書 【令和5年3月31日終了】	事後	事業が終了したため